

令和 2 年

第 6 回議会臨時会会議録

自 令和2年11月27日

至 令和2年11月27日

福島県会津坂下町議会

令和2年第6回会津坂下町議会臨時会会議録

令和2年11月27日から令和2年11月27日まで第6回臨時会が町役場議場に招集された。

令和2年11月27日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として3番物江政博君、4番赤城大地君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第6回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定しました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

みなさんおはようございます。本日ここに、令和2年第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、今年度の福島県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を実施することに伴う「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び、その人件費にかかる「令和２年度会津坂下町一般会計補正予算（第８号）」ほか特別会計補正予算、計８件のご提案となります。

この案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第９０号から議案第９７号までの一括上程説明

◎議長（水野孝一君）

日程第３、議案第９０号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から議案第９７号「令和２年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第２号）」までの８件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第９０号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第９１号 令和２年度会津坂下町一般会計補正予算（第８号）

議案第９２号 令和２年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第９３号 令和２年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第９４号 令和２年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第９５号 令和２年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

議案第９６号 令和２年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

議案第９７号 令和２年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第２号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第９０号について説明願います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

おはようございます。

議案 第９０号「職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、「福島県人事委員会の勧告」に基づきまして、町条例を改正したいと、す

るものであります。

勧告の内容は、期末・勤勉手当について、昨年8月から、本年7月までの直近1年間の、民間の支給割合が、職員の期末・勤勉手当を0.04月下回る結果となったことから、令和2年度の期末手当を12月期支給分を0.05月引き下げ、1.225月とし、再任用職員についても0.05月引き下げ、0.65月とするものであります。

令和3年度以降につきましては、引き下げた、期末手当の年間支給割合を変更せずに、6月期と12月期の支給割合を、均等とする内容であります。

なお、月例給につきましては、本年4月分として支給された、職員給与と、民間給与を調査した結果、職員の給与が、民間給与を0.02%下回ったものの、較差が小さく、給料表等の適切な改定を、行うには、十分でないことを考慮し、改定をしない、となったところであります。以上のことから、県に準拠しまして、期末手当の支給月数を改めることと、するものであります。

この「一部を改正する条例」は、第1条と、第2条により、条建てにより、改正をしたいと、いうものであります。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表の1ページ、第1条 参考資料をご覧ください。右の「旧」が改正前、左の「新」が、改正後でありまして、下線部分が、改正箇所であります。

第20条 第2項中、「100分の127.5」を、「100分の122.5」に改め、同条 第3項中、「100分の127.5」を、「100分の122.5」に、「100分の70」を、「100分の65」に改めます。

次に、第2条 参考資料の「新旧対照表」をご覧ください。裏面になります。

第20条 第2項中、「100分の122.5」を、「100分の125」に改め、同条 第3項中、「100分の122.5」を、「100分の125」に、「100分の65」を、「100分の67.5」に、改めるものであります。

次に、議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和2年12月1日から、施行したい、とするものであります。

ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から、施行したいとするものであります。説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第91号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議案第91号 令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に準拠した人件費の補正となります。

今年度の県人事委員会勧告の内容は、職種別民間給与実態調査の結果、民間事業所と0.

04月分の格差があったため、期末手当を0.05月分引下げ、年間支給月数を4.40月分とするものです。

本町におきましては、期末手当の支給を受ける者のうち、会計年度任用職員を除く、職員166名が該当し、共済費を含め一般会計で475万円の減額、特別会計への繰出金を含め514万6千円の減額を計上したものです。

それでは、補正予算書により説明いたします。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものです。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

次ページをご覧ください。事項別明細についてご説明申し上げます。

1ページ総括 歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、補正額は歳出科目間の調整によるものであり、補正額は0円となり、予算総額に変更はありません。財源内訳につきましても、一般財源の中での調整となりますので、増減はございません。

2ページをご覧ください。2歳出についてご説明いたします。

1款1項1目 議会費の4万1千円の減は職員2名分の期末手当の減額であります。

2款1項1目 一般管理費の3節職員手当等50万6千円の減は職員29名分の期末手当の減額で、4節共済費233万3千円の減は、期末手当の減額に伴う、共済組合負担金の減額分を計上したものです。

次に5目 財務管理費 補正額500万円の増は、今回の補正により生じる財源のうち500万円を財政調整基金へ積み立てるものです。

この積立をもって、今年度の財政調整基金積立額は1億4,831万7千円となり、年度末残高は4億3,705万4千円となる予定であります。

2款2項1目 税務総務費の18万5千円の減は職員10名分の期末手当の減額であります。

3ページをご覧ください。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費の5万7千円の減は職員4名分の期末手当の減額であります。

2款4項1目 選挙管理委員会費の2万円の減は職員1名分の期末手当の減額であります。

2款5項1目 統計調査総務費の1万3千円の減は職員1名分の期末手当の減額であります。

4ページをご覧ください。

3款1項1目 社会福祉総務費の3節職員手当等の10万5千円の減は職員6名分の期末手当の減額であります。

27節繰出金は国民健康保険特別会計職員5名、介護保険特別会計職員5名の期末手当の減額であります。

3款2項4目 児童福祉施設費の22万5千円の減は職員15名分の期末手当の減額であります。

4款1項1目 保健衛生総務費の5万5千円の減は職員9名分の期末手当の減額であります。

5ページをご覧ください。

6款1項2目 農業総務費の15万5千円の減は職員11名分の期末手当の減額であります。

5目農地費の4万7千円の減は農地係職員2名と農業集落排水事業特別会計職員1名の期末手当の減額であります。

7款1項1目 商工総務費の8万9千円の減は職員5名分の期末手当の減額であります。

8款1項1目 土木総務費の8万4千円の減は職員5名分の期末手当の減額であります。

6ページをご覧ください。

8款4項1目 都市計画総務費の7万5千円の減は職員4名分の期末手当の減額であります。2目土地区画整理費の2万8千円の減は坂下東第一土地区画整理事業特別会計職員1名の期末手当の減額によるものです。4目下水道費の4万円の減は下水道事業特別会計職員2名の期末手当の減額によるものです。

10款1項2目 事務局費の11万円の減は職員6名の期末手当の減額であります。3目子ども支援費の14万1千円の減は職員8名の期末手当の減額であります。

7ページをご覧ください。

10款4項1目 幼稚園費の33万円の減は職員19名の期末手当の減額であります。

10款5項1目 社会教育総務費の11万6千円の減は職員7名の期末手当の減額であります。

10款6項1目 保健体育総務費の2万2千円の減は職員1名の期末手当の減額であります。

8ページをご覧ください。

10款6項2目 学校給食費の5万4千円の減は職員3名の期末手当の減額であります。

13款1項1目 予備費 14万6千円の増は、歳出額の調整による増額となります。なお、予備費の総額は7,578万3千円となります。

以上、説明いたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第92号及び議案第93号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第92号 令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

令和2年度 会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによりたいとするものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から、歳入歳出それぞれ16万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億9,945万5千円にしたいとするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に伴う予算を歳入歳出それぞれに、計上いたし

ました。

詳細を事項別明細書によりご説明申しあげます。

1 ページをお開き下さい。1 の総括の説明になります。

先ず、歳入です。

6 款 繰入金 1 6 万 5 千円の減です。

次に歳出ですが、2 ページになります。

1 款 総務費 1 6 万 5 千円の減、財源内訳では、一般財源 1 6 万 5 千円の減となります。

3 ページをご覧ください。詳細の説明となります。

2 の歳入であります。

6 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 2 節 職員給与費等繰入金 1 6 万 5 千円の減は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4 ページをご覧ください。3 の歳出です。

1 巻 1 項 1 目 3 節 職員手当等 8 万円の減、4 節 共済費 8 万 5 千円の減は、福島県人事委員会勧告に伴う減分です。以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 9 3 号 令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度 会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによりたいというものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 5 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2 3 億 1, 6 9 3 万 3 千円にしたいとするものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に伴う予算を歳入歳出それぞれに、計上いたしました。

詳細を事項別明細書によりご説明申しあげます。

1 ページをお開き下さい。1 の総括の説明になります。

先ず、歳入です。7 款 繰入金 1 5 万円の減です。

次に歳出ですが、2 ページになります。

1 款 総務費 ⑮万円の減、財源内訳では、一般財源 1 5 万円の減となります。

3 ページをご覧ください。詳細の説明となります。2 の歳入であります。

7 款 1 項 4 目 その他一般会計繰入金 1 節 職員給与費等繰入金 1 5 万円の減は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4 ページをご覧ください。3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目 3 節 職員手当等 8 万 2 千円の減、4 節 共済費 6 万 8 千円の減は、福島県人事委員会勧告に伴う減分です。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 9 4 号から議案第 9 7 号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第94号 令和2年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,661万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告を受けて「職員の給与に関する条例」の一部が改正されたことに伴う補正であります。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1「総括」、歳入であります。

5款「繰入金」を4万円減額し、補正後の歳入合計は、5億7,661万円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款「下水道事業費」を4万円減額し、補正後の歳出合計は、5億7,661万円となります。財源につきましては、一般財源が4万円の減であります。

3ページをお開きください。

歳入であります。5款1項1目「一般会計繰入金」を4万円減額したいというものであります。歳入歳出における事業費の減によるものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款3項1目「建設費」を4万円減額したいというものであります。内訳としまして、3節「職員手当等」4万円の減でありまして、「職員の給与に関する条例」の一部改正に伴う補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第95号「令和2年度会津坂下町坂下東第一地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の坂下東第一地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,466万7千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告を受けて「職員の給与に関する条例」の一部が改正されたことに伴う補正であります。

1 ページをお開き下さい。第1表「歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1 「総括」、歳入であります。

3 款「繰入金」を2万8千円減額し、補正後の歳入合計は、2億2,466万7千円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款「事業費」を2万8千円減額し、補正後の歳出合計は、2億2,466万7千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が2万8千円の減であります。

3 ページをお開き下さい。

2 「歳入」であります。

3 款1項1目「一般会計繰入金」を2万8千円減額したいというものであります。これは、歳入・歳出における事業費の減によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款1項1目「坂下東第一地区事業費」を2万8千円減額したいというものであります。この内訳としまして、3節「職員手当等」1万3千円の減、並びに4節「共済費」1万5千円の減でありまして、共に「職員の給与に関する条例」の一部改正に伴う補正であります。以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第96号 令和2年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,159万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告を受けて「職員の給与に関する条例」の一部が改正されたことに伴う補正であります。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1 「総括」、歳入であります。

3 款「繰入金」を1万3千円減額し、補正後の歳入合計は、7,159万円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款「農業集落排水事業費」を1万3千円減額し、補正後の歳出合計は7,159万円としたいというものであります。財源内訳は、一般財源が

1万3千円の減となります。

3 ページをお開きください。歳入であります。

3 款1項1目「一般会計繰入金」を1万3千円減額したいというものであります。歳入

歳出における事業費の減によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 2 項 1 目「維持管理費」を 1 万 3 千円減額したいというものであります。内訳としましては、3 節「職員手当等」1 万 3 千円の減でありまして、「職員の給与に関する条例」の一部改正に伴う補正であります。以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 97 号 令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

第 1 条、令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条、令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款 水道事業費用では、既決予定額 4 億 6, 903 万 3 千円に 1 万 5 千円を減額し、4 億 6, 885 万 8 千円にしたいというものであります。

次に、第 3 条、予算第 5 条に定めた職員給与費の既決予定額 3, 167 万 9 千円に 1 万 5 千円を減額し、3, 150 万 4 千円に改めるものであります。今回の補正は、今年度の福島県人事委員会勧告を受けて「職員の給与に関する条例」の一部改正がされたことに伴い、人件費の補正をするものであります。

1 ページをお開き下さい。実施計画であります。詳細につきましては、4 ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

2 ページをお開き下さい。キャッシュフロー計算書であります。資金の増加額は、補正前のマイナス 307 万 462 円に 368 万 8, 532 円増額し、61 万 8, 070 円となり、資金期末残高は 7 億 1, 154 万 8, 476 円となります。

次に 3 ページにつきましては、予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4 ページをお開き下さい。予算明細書であります。

収益的支出 1 款 1 項 4 目「そう係費」を 1 万 5 千円減額したいというものであります。内訳としましては、2 節「手当等」7 万 5 千円の減、5 節「法定福利費」8 万 1 千円の減、6 節「省与引当金繰入額」1 万 9 千円の減でありまして、共に職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正であります。

5 ページをお開き下さい。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります、「収益的収入」5 億 3, 410 万 5 千円、「収益的支出」4 億 6, 885 万 8 千円、「税込当期純利益」6, 524 万 7 千円となり、ここから、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」932 万 2 千円、「貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税」1 万 4 千円を差し引き、「税抜当期純利益」は、5, 591 万 1 千円となるところであります。補てん財源の明細は、下段補てん財源明細書のとおりであります。以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑・討論・採決は 1 件ごとに行います。

◎議案第 9 0 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

まず、議案第 9 0 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

私は、この議案第 9 0 号の職員の期末手当の減額に対して反対の討論をさせていただきます。今回のこのコロナ禍のもとでも職員、本当にみなさん良く頑張っていると思います。額の多い少ないの問題ではなくて、やはり職員の立場を守る観点から、私は、この議案に反対します。

◎議長（水野孝一君）

他に討論はありませんか。

討論もつきたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 9 0 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 1 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 9 1 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 8 号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第91号「令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第92号「令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第92号「令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

まず、議案第93号「令和2年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第93号「令和2年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第94号「令和2年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、4ページ歳出で、期末手当4万円の減額ということですが、共済の関係がないので、共済に係る人ではないということに理解してよろしいのでしょうか。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

人件費の人数の少ない部分については、一般会計の方の共済費の方から出しているところがありますので、その辺で調整しているので、今回はこちらの方には上がっていないということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

質疑もつきたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第94号「令和2年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第95号「令和2年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第95号「令和2年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議案第96号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

まず、議案第96号「令和2年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎9番（山口亨君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、山口亨君。

◎ 9 番（山口享君）

先ほど同僚議員から質問があったことと同じことなんですけども、ここも共済費はゼロとなっています。しかしながら、坂下東第一の方では1名しかいないけれども、ここは共済費が上がっていると。先ほど総務課長が人数が少ないから総務費の中に一緒に入れたんだよという論理はちょっとおかしいような気がするんですが、いかがでしょうか。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

人数の、いわゆる一般会計で持つ部分というのがありますので、その中で、今までずっと置いてきたのはずっと入っているという経過もあるんですが、人数の少ない部分の共済費については、どっちみち一般会計からの繰り入れなければならないというところがありますので、一般会計でもっているということです。一般会計にある部分もまだ残っているというのがあります。ただ、どちらかにやっぱり統一すべきだと山口議員おっしゃられるように、その辺は整理していきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

質疑もつきたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第96号「令和2年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第97号「令和2年度会津坂下町水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎ 4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 4 番、赤城大地君。

◎ 4 番（赤城大地君）

今ほど来ててるところかもしれないんですが、4 ページの賞与引当金繰入額についてご説明いただきたいと思います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

この分につきましては、事前に賞与積立金という部分で、年度末に積み立てておくような形になっていまして、退職の部分でその手当を相殺させて支出させていただいているという部分でございます。今回の積み立ての部分につきましても、年度末に実際的には振り替える形にはなるんですが、積み立てておくというか、将来的な支出を先行して積み立てておくという部分ですが、今回の改定に伴いまして、減額されたことに伴ない、今回も減額させていただくというふうな部分でございます。

◎議員（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

赤城大地君。

◎議員（赤城大地君）

条例の改正が期末手当となっているんですけれども、引当金について減額しているということについての認識はどのようになっているのか、おただしいたします。条例の改正は期末手当の改正で、それが、今回、引当金の繰入額についても減額しているということについて、問題ないのかということです。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

総合的に手当での部分も含めて賞与引当金という部分を積み立てていくような形になりますので、基本給と期末手当、年額での捉え方という形での引当金の充当という形になりますので、今回の期末手当の部分につきましても、相当額程度、引当てを減額させていただくという部分でございます。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

質疑もつきたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第97号「令和2年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和2年第6回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

なお、11時より議会全員協議会を開催しますので、大会議室にご参集願います。

（閉会 午前10時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月27日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員